

「いわて木づかい住宅普及促進事業」 Q & A

(令和 7 年 5 月 8 日現在)

1 補助要件

Q 1 事業制度の主な変更内容は。

A 改正の主な内容は、

- (1) 新築する住宅の補助対象について、県産木材を利用し住宅を新たに建設することに、完成前の県産木材を利用した住宅を購入することを加えました。(拡充)
- (2) 新築する住宅の要件について、金融機関と金銭消費貸貸契約の締結を削除しました。
- (3) 県産木材の要件に、内外装材（フローリング、壁板等）の住宅の用に供する仕上材等の部分に県産木材を 20 平方メートル以上使用することを加えました。(拡充)
- (4) (1)～(3)にあわせて、申請様式等を修正しました。

Q 2 一括発注だけではなく、水道工事等の設備工事などを分離発注した場合も対象になるのか。

A 対象となります。なお、契約している工事の全ての契約書を添付してください。

Q 3 新築住宅の着工とは何を指すのか。

A 本事業における着工の定義は、根切工事又は基礎杭打ち工事への着手を指します。
地盤調査・地盤改良（表層改良）、造成工事は、本事業における着工には当たりません。

Q 4 住宅が完成した際に実施することとされている、「建設現場見学会」と「工務店のホームページへの写真の掲載」は、どちらもやる必要があるのか。

A 「工事過程又は完成時の見学会」、若しくは、「工務店等のホームページでの写真の公開」のいずれかの実施で可とします。

Q 5 野地板は構造材等と仕上材等のどちらか。

A 野地板などの下地材は、構造材等の対象となります。

※構造材等は、県産木材の使用数量（立方メートル）について、10 m³以上使用する場合は対象になります。

Q 6 仕上材等はどういうものが対象か。

A 仕上材等における県産木材の使用面積（平方メートル）の対象は、天井仕上、羽目板張り・下見板張り等の内外装仕上、フローリング等の床仕上げ材、建具（片面）等が対象です。

2 対象者

Q 1 県内に居住している人だけが対象か。

A 補助金の対象者は、原則として県内に居住している方が対象となります。

ただし、住宅完成後に岩手県外から岩手県内に引っ越しをされる予定の方も、住宅の引き渡し後に居住することを記載した誓約書を提出することで対象となります。

なお、県内に移住後、完成した住宅に居住していることが分かるよう、住民票の写しを提出してください。

3 対象となる住宅

Q1 マンションのリフォームについても対象になるのか。

A 自らが居住（専有）し、所有している場合で、リフォーム工事を行う場合は対象となります。

Q2 既に住宅は完成しているが、対象となるのか。

A 工事終了後の申請は、受付できません。

Q3 離れやウッドデッキは対象になるのか。

A この事業は、自ら居住するために新築・リフォームした住宅が対象です。

居住スペースとして利用する場合の「離れ」（水回りが無い離れの場合）は、リフォーム扱いの場合は対象となります。

倉庫など、居住の目的外で「離れ」を増築する場合は対象外となります。

また、「ウッドデッキ」については、母屋とつながっていれば対象となりますが、庭の外壁や柵、庭に置くベンチなどは対象となりません。

4 補助額等

Q1 県産木材を使用する部位について、構造材や内装材などの指定はあるのか。

また、県産木材の樹種の指定はあるか。

A 構造材等は、県産木材の使用数量（立方メートル）について、10 m³以上使用する場合は対象となります。

仕上材等は、県産木材の使用面積（平方メートル）について、20 m²以上使用する場合は対象となります。

なお、県産木材の樹種の指定はありません。

Q2 交付決定後に、県産木材の使用数量が10立方メートル未満（使用面積が20平方メートル未満）となった場合、補助の対象となるのか。

A 要件を満たしていないため対象外となります。

※申請手続きに関わる変更が生じる場合は、変更申請の要否の判断を行う必要がありますので、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

Q 3 J A S材を製造している認証工場を知りたい。

A 日本合板検査協会及び岩手県木材産業協同組合のホームページ内に認証工場が掲載されているので、ご確認ください。

Q 4 森林関係法令等において合法的に伐採されたことが証明されたいわゆる合法木材について、J A S等加算の対象となるのか。

A 合法木材は、J A S等加算の対象とはなりません。

Q 5 3世代同居（18歳未満の子ども含む）で補助金申請者が祖父母の場合は、次世代木材利用創出加算の対象となるか。

A 対象となります。

申請書を提出する際に、住居に居住する全ての者が記載された住民票の写しを添付してください。

Q 6 妊娠中ですが、次世代木材利用創出加算の対象となるか。

A 補助金交付申請時点で妊娠中の場合は、対象となります。母子手帳の写しを添付してください。

5 想定戸数

Q 1 想定戸数は140戸となっているが、140件申請を受け付けたら終了となるか。

A 想定戸数140戸は過去の実績を踏まえ、『想定している戸数』であり、申請を140件受付した段階で受付終了ということではありません。

予算の範囲内で、新築及びリフォームの申請を受付します。

Q 2 申請受付が終了するのは、いつ頃の見込みか。

A 申請受付の状況については、県のホームページで随時お知らせしますので、参考としてください。

なお、補助金の申請状況（各申請者の県産木材の使用数量や、各種加算の状況）によっては、想定戸数である140戸に達しなくても受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

6 申請書類

Q 1 施主が、夫婦や親子など複数の場合、申請は誰か代表の人の名前で申請してもいいのか。

A 施主が複数の場合には、代表者に交付の全てを委任することで代表者 1 名の名前で交付手続きをすることができます。委任をする場合には、受任者と委任者の氏名、住所を記載した委任状を提出してください。

(委任状の参考様式は県ホームページに掲載します。)

Q 2 申請書に添付する建築確認済証の写しについては、必須か。

A 「建築確認済証の写し」の提出は、必須です。

建築確認済証の写しのほか、「建築確認申請書の写し」(図面は位置図のみを添付)についても提出してください。

Q 3 リフォームを申請しようと思っているが、これまで増改築を繰り返しており、建築概要の分かる資料がない。何を提出すればよいか。

A 登記簿等を参考として、市役所や広域振興局土木部、土木センターで、建築確認の概要書を閲覧して、直近の増築時期を確認していただき、建築確認の証明書を入手していただきます。

入手した証明書を申請書に添付してください。

Q 4 県産材証明書は、いつ時点で提出すれば良いか。

A 交付申請手続き時点で提出できない場合は、完了報告書を提出する際に添付をお願いします。

Q 5 令和 7 年 4 月 1 日以前に工務店と工事請負契約を締結している場合、4 月 1 日以降に工事着工したことを証する書類は、どのようなものを提出すれば良いか。

A 4 月 1 日以降に着工したことが分かるよう、工事看板に年月日が入った写真の提出をお願いします。

Q 6 省エネ加算を申請したいと思っているが、省エネ性能の証明を受けるのに時間がかかると言われているが、どうすればよいか。

A 省エネ加算及びバリアフリー加算は、「住みたい岩手の家づくり促進事業」により補助するもの

であり、当該加算を受けるためには、「いわて木づかい住宅普及促進事業」の補助を受けていることが条件となります。

よって、省エネ加算（及びバリアフリー加算）の関係書類の提出に時間を要する場合には、先行して「いわて木づかい住宅普及促進事業」の補助申請を行っていただきますようお願いします。

Q 7 申請手続中に申請者の居住地が変わってしまった場合に、必要な手続きはあるか。

A 申請手続中に、申請者の住所が交付申請時と実績報告時又は請求書提出時で変わってしまった場合は、転居した旨を岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にお知らせください。

Q 8 どういった場合に変更申請が必要か。

A 下記の場合には、変更交付申請書の提出が必要です。変更交付申請書の提出は、内容の変更が明らかになった時点で、速やかに提出してください。

- ・補助金の額が増加する場合又は減額がある場合（予算の範囲内での補助になります。）
 - ・施工完了予定日が1ヶ月以上遅れる場合
（なお、令和7年3月15日までに工事が完了していることが補助要件となっていますので、留意してください。）
 - ・施工業者が変更になった場合
 - ・住宅の公開期間、公開日数が変更される場合
- ※その他、申請手続きに関わる変更が生じる場合は、変更申請の要否の判断を行う必要がありますので、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

Q 9 住宅の公開期間が年度を超える期間の場合はどうすればよいか。

A 住宅の見学会やHP上での公開は、申請年度の3月15日までに公開をスタートすることが要件となっておりますが、公開の実施期間が3月15日以降続くことや、年度をまたいでの実施となることも差支えありません。公開後、申請年度の3月15日までに実績報告書を提出してください。
なお、公開の実績確認のため、連絡をさせていただくことがございますので、ご了承ください。

Q10 家族の構成に変更があった場合はどうすればよいか。

A 補助金交付決定を受けている場合は、住民票などで確認するなど手続きが必要になりますので、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

Q11 建築を取りやめた場合の手続きは。

A 補助金交付決定を受けている場合は、手続きが必要になりますので、速やかに、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

Q12 建設中の住宅等が自然災害等で甚大な被害を受けた場合の手続きは。

A 補助金交付決定を受けている場合は、状況を確認するなど手続きが必要になりますので、岩手県木材産業協同組合の担当者（TEL：019-624-2141）にご連絡ください。

7 事業の完了報告

Q 1 木づかい住宅普及促進事業に関する事業が完了しましたが、完了報告書には何を添付すればよいですか。

A

○新築の場合は、次の書類を提出してください。

- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（新築・購入）（様式第4－1号）
- ・ 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業 県産木材使用数量調書（様式第5号）
- ・ 県産材証明書
（岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産木材」の産地証明制度による証明書）
- ・ 建設現場の現場見学会等実施報告書（様式第6号）
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書（様式第7号）
（口座番号等の確認のため、振込先欄の情報が記載されている部分の通帳の写しを添付）
- ・ （JAS材等加算を受けようとする場合）
JAS材や森林認証材の証明書（納品書、出荷証明書、JAS認証工場の認証書等）
- ・ その他、補助金交付決定時に求められている書類がある場合には添付してください。

○また、リフォームの場合は、次の書類を提出してください。

- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（リフォーム工事）（様式第4－2号）
- ・ 建築基準法第6条第1項又は同法6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けて行う工事の場合における検査済証の写し
- ・ リフォーム工事の前後の写真
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業県産木材使用数量調書（様式第5号）
- ・ 県産材証明書
（岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産木材」の産地証明制度による証明書）
- ・ 建設現場の現場見学会等実施報告書（様式第6号）
- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書（様式第7号）
（口座番号等の確認のため、振込先欄の情報が記載されている部分の通帳の写しを添付）
- ・ その他、補助金交付決定時に求められている書類がある場合には添付してください。

○「いわて木づかい住宅普及促進事業に関する申請の手引き」にも、必要書類を掲載しています。

Q 2 交付申請書や実績報告書・請求書の提出期限はあるのか。

A 本事業の補助金交付申請は、工事着手後でも構いませんが、工事完了後の申請は受付できません。

補助金の交付申請書は、遅くとも、住宅の完成予定日の30日前までに提出してください。

実績報告書は、建築基準法の完了検査を受けた後、速やかに提出してください。

特に年度末は、年度内（3月中）に現地確認や完了検査を受け、支払いまで完了させなくてはなりません。

支払いまで、1週間から10日程度要する場合もあることから、実績報告書及び請求書の提出の最終締め切りは、申請年度の3月15日までとさせていただきますので、速やかに提出をお願いします。

Q 3 請求者と振込口座の名義人は違って良いのか。

A 原則、請求者と振込口座の名義人は同じにしてください。

もし、請求者と振込口座の名義人が違う場合は、補助金の受領権の委任が必要となりますので、代理人と委任者の氏名、住所を記載した委任状を提出してください。

委任状の参考様式は、県ホームページに掲載します。

Q 4 補助金の振り込み口座は貯蓄預金口座でもよいのか。

A 補助金の振込口座に貯蓄預金口座を指定した場合、口座によっては第3者からの振り込みができないことがありますので、振込口座には普通預金口座又は当座預金口座の指定をお願いします。

8 他の補助金との併用について

Q 1 国の子育てグリーン住宅支援事業との併用は可能か。

A 併用可能です。

Q 2 市町村でも県産木材の住宅支援制度があるが併用できるのか。

A 森林環境譲与税が財源で、県産木材を利用する部分に補助を出している場合は、併用できませんので、ご注意ください。

その他ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

○申請受付・申請書類に関するお問い合わせ

岩手県木材産業協同組合 TEL：019－624－2141

(受付時間／平日9時～12時、13時～17時)

○補助制度に関するお問い合わせ

岩手県農林水産部林業振興課 TEL：019－629－5773

(受付時間／平日9時～12時、13時～17時)